

“労災による死亡者を、悲しみをゼロに”

はさまれ・巻き込まれによる 労働災害を防ぐために



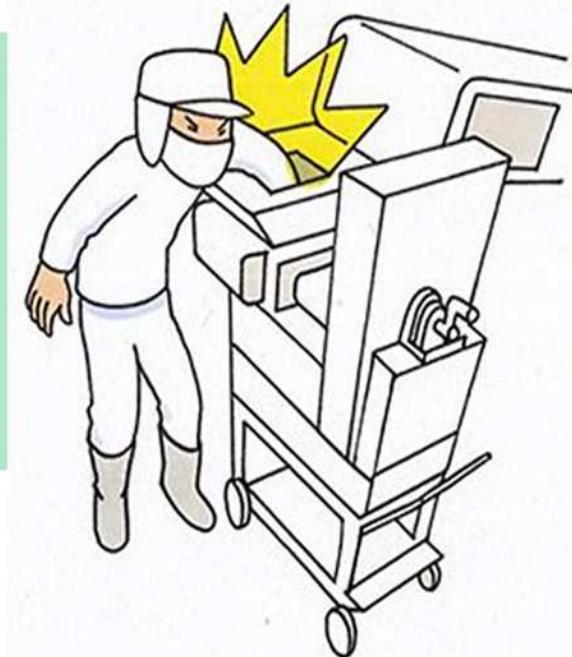
長野労働基準監督署



製造業を中心に動力機械や設備などを起因とする「はまれ・巻き込まれ」災害が毎年多く発生しています。

過去には、死亡災害や身体に障害を残す重篤な災害も発生しています。

「はまれ・巻き込まれ」災害を防止するために、この動画の疑似的な災害などを通じて、動力機械や設備などの安全上の不備がないか、作業者は、不安全な行動をしていないか、現場の状況を再確認し、必要な対策を講じるようお願いします。

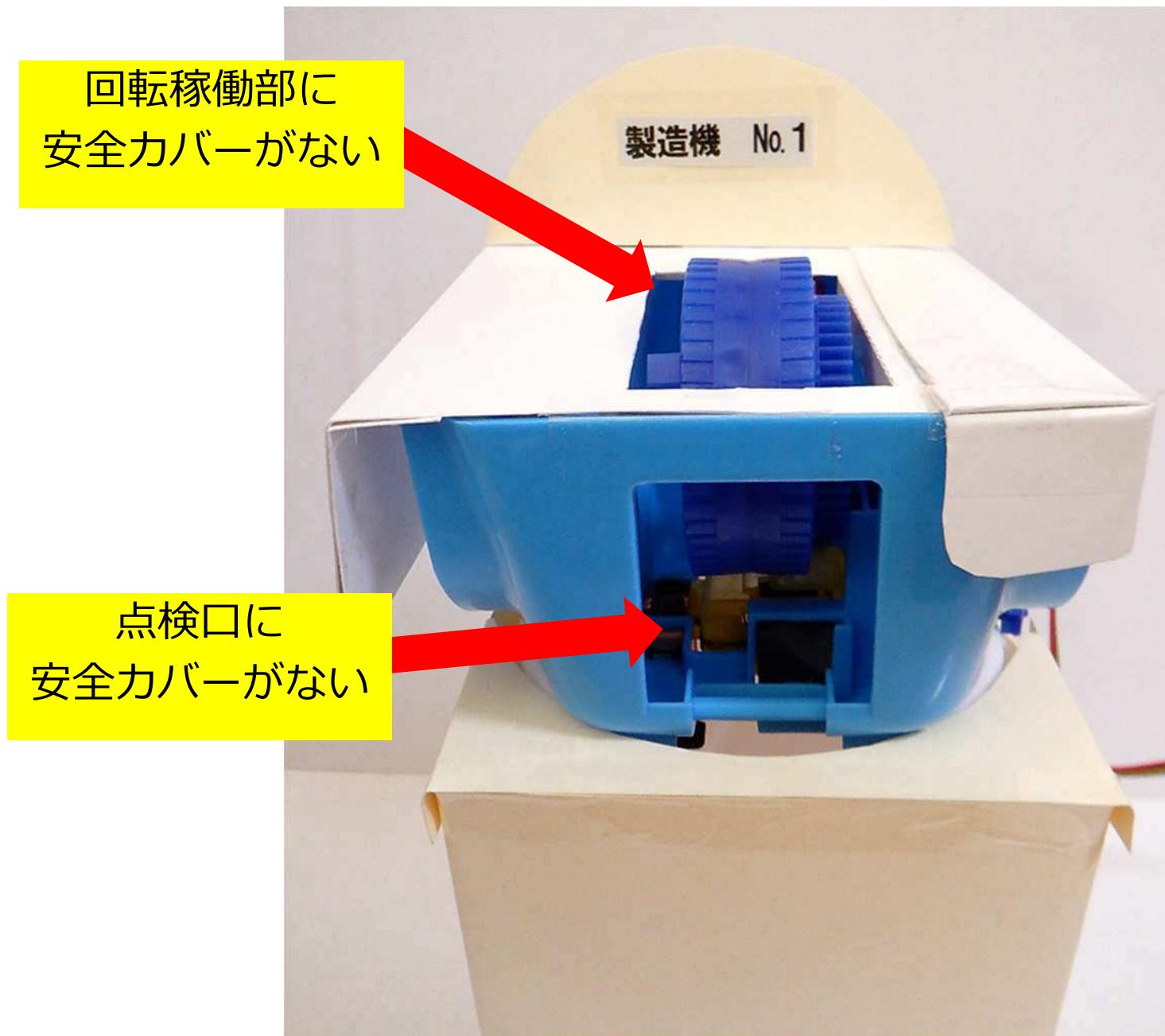


「職場のあんぜんサイト」より

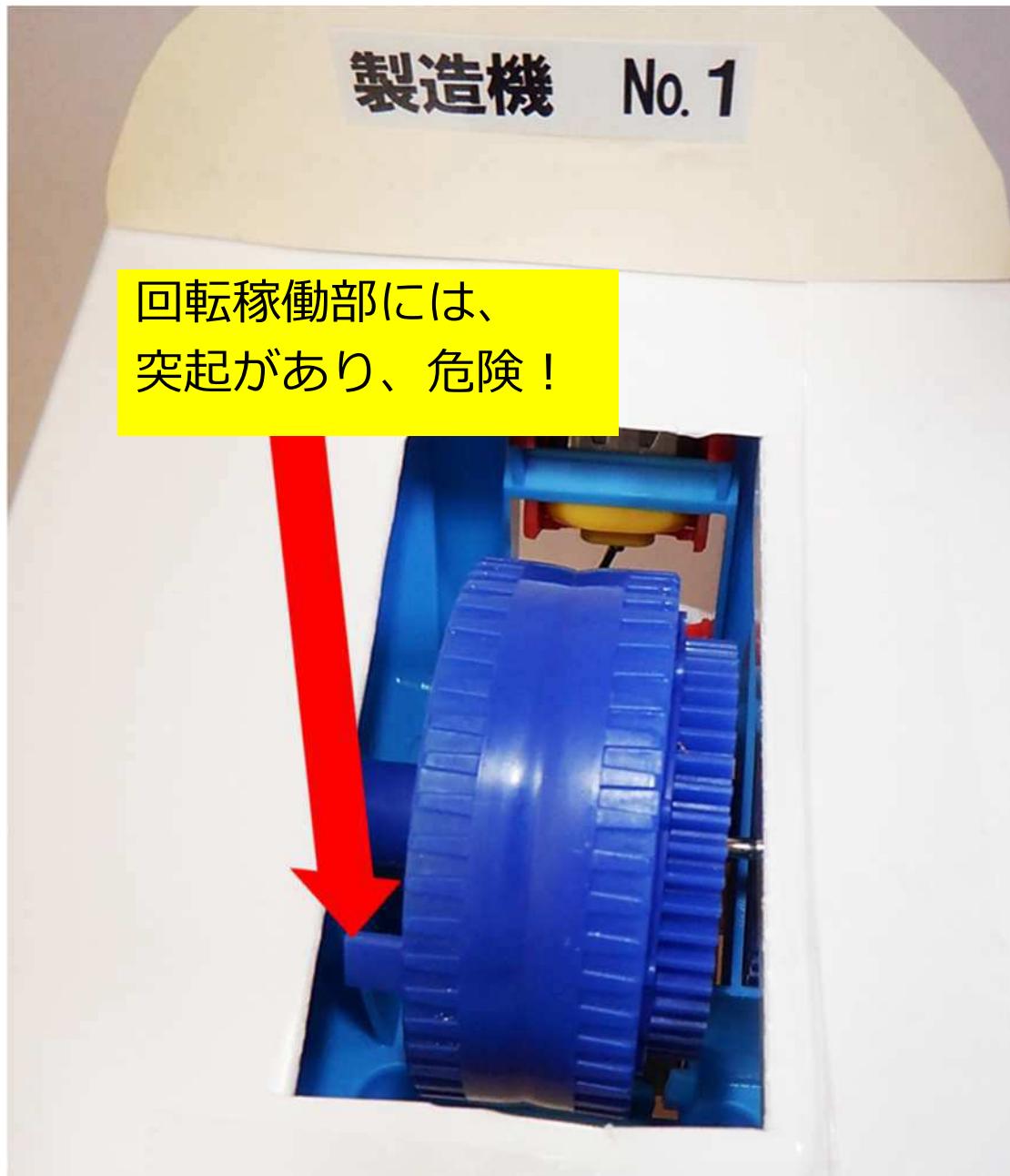
職場のあんぜんサイト
トップページ



安全対策に不備がある製造機械



安全対策に不備がある製造機械



安全対策の例…管理的対策（1）

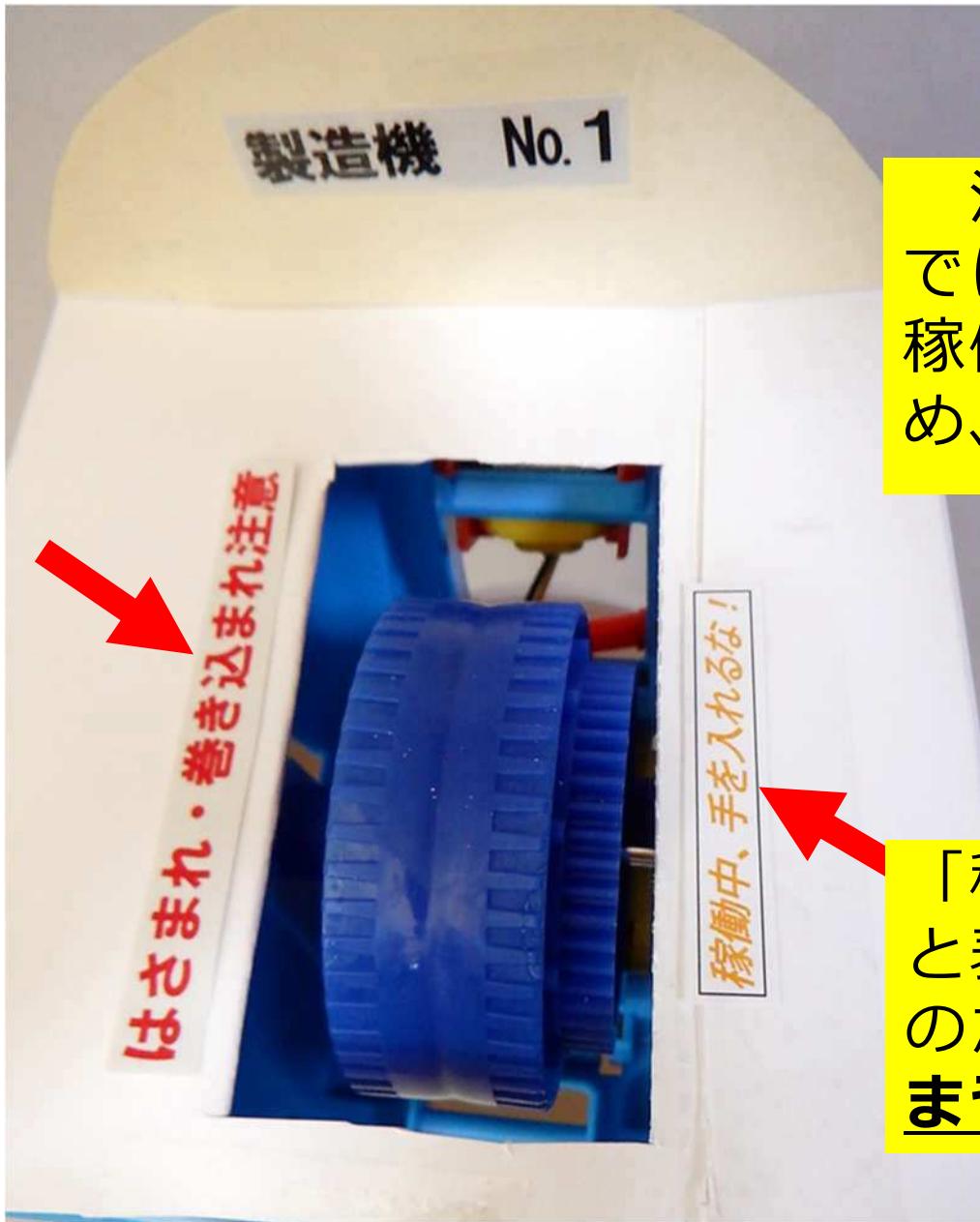


注意喚起などの表示だけでは、手など身体の一部が稼働領域に入ってしまうため、工学的な対策が必要

安全対策の例…管理的対策（2）



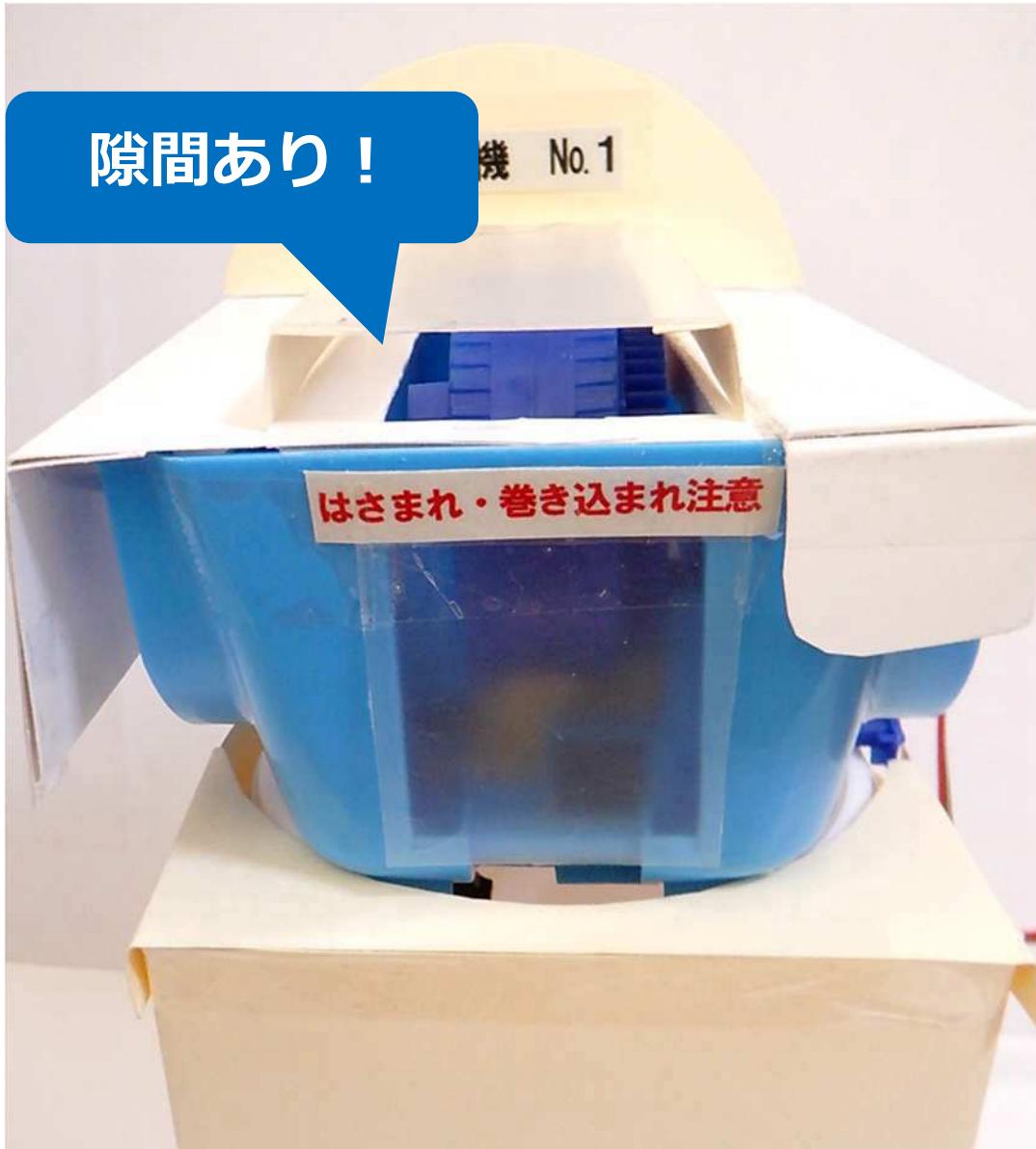
安全対策の例…管理的対策（3）



注意喚起などの表示だけでは、手など身体の一部が稼働領域に入ってしまうため、工学的な対策が必要

「稼働中、手を入れるな！」と表示しても、人に頼る対策のため、容易に手が入ってしまう

安全対策の例…工学的対策（1）



手など身体の一部が稼働領域に入らないようにするためには、安全カバーなどの工学的な措置が基本

安全対策の例…工学的対策（2）



安全カバーなどの工学的な措置を講じる場合、手などが入らない構造とすることが重要

安全対策の例…工学的対策（3）



機械のリスク低減3原則

① 本質安全の原則

危険源を除去又は、人に危害を与えない程度にすることで、災害が未然に防げます。

具体的には…

機械への加工物の供給、取出し又は加工などの作業を自動化したり、身体に被害が生じない程度に機械の駆動力や運動エネルギーを小さくしましょう。

機械のリスク低減3原則

② 隔離の原則

人と機械の危険源が接近、接触出来ないようにします。

具体的には…

安全力バーや柵、囲いなど設けて、機械の稼働範囲に身体の一部が入らないようにしましょう。

接触出来ないよう



機械のリスク低減3原則

③ 停止の原則

機械が止まっていれば危険でなくなる。

具体的には…

不具合時の確認や清掃などの作業を行う際には、機械を停止させるほか、機械の稼働範囲内に身体の一部が入った場合、機械を確実に停止するインターロックやエリアセンサーなどを設け、確実に機械が停止できる構造にしましょう。



はされ・巻き込まれ災害を未然に防止するため、先の3原則の対策を優先的に講じるほか、安全衛生活動の基本である4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の励行、定期的な安全衛生教育の実施をはじめ、ヒヤリ・ハット活動による事例の吸い上げ、リスクアセスメントの実施など、関係者全員で「**安全**」に関する取組を推進し、安全意識の高揚を図りましょう。

“労災による死亡者を、悲しみをゼロに”

ご安全に！



チューイ カン吉

令和5年1月